

犯罪被害者等支援推進事業

1 県民等の理解の増進

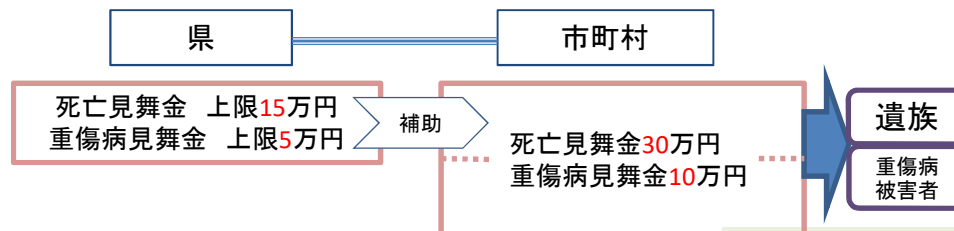
- 条例概要パンフレットや二次的被害防止啓発パンフレットを作成し、効果的な配布をします。
- 事業者、報道機関等への研修等、周知を行います。

2 関係機関の連携強化、相談窓口強化

- 「大分県犯罪被害者等支援関係機関ネットワーク会議」の開催します。
〔構成〕 県、県警、市町村、被害者支援センター、県弁護士会、県医師会など
- 被害者等支援コーディネーター(1名)の設置します。
(市町村、民間支援団体からの相談対応や、関係主体の支援能力向上に向けた各種取組を実施するなど、多機関連携の中核的役割を担うことを目的としています。)

3 犯罪被害者等の負担軽減、寄り添い支援

- 市町村との連携による見舞金制度の実施します。
 - ・見舞金を支給する市町村に対して2分の1を補助



※見舞金制度実施市町村(200団体)の支給額 死亡:30万円~50万円 重傷病:10万円~20万円
※支給対象 殺人・強姦・傷害(全治1ヶ月以上)・強制わいせつによる被害(交通事故などは含まず)

- 犯罪被害者等のための無料託児サービスの実施します。
 - ・「働きたい女性のための無料託児サービス」の利用対象者を犯罪被害者等にも拡大しています。
- 「支援ノート」の活用による、被害者一人ひとりの事情を踏まえた支援の実施をします。
 - ・被害者等の気持ちや状況、支援の対応等を整理・記録する「支援ノート」を用い、円滑な支援を実施するとともに、職員による二次的被害を防止することを目的としています。